

## 公民館委員会設置要綱

### (名称)

第1条 本会は、公民館委員会（以下「本会」という。）と称し、事務局を戸隠地区住民自治協議会内に置く。

### (目的)

第2条 本会は、地域公民館の連絡提携を図り、事業の健全な推進及び適正な運営について研究協議して、よりよい地域公民館の発展に寄与する。また、基本的人権を尊重した人権意識の高揚を図り、差別のない明るい地域を築くとともに男女共同参画を推進することを目的とする。

### (組織)

第3条 本会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 行政連絡区の代表者（地域公民館長） 各1名
- (2) 人権教育推進員 2名

2 事業遂行にあたり、別に実行委員会を設置する。

### (事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市立公民館事業への協力と地域公民館の連絡提携を図る事業
- (2) 地域ぐるみのイベント事業
- (3) 人権教育及び男女共同参画の推進
- (4) 区ごとの人権教育研修会の開催
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置き、委員の互選によりこれを定める。

- (1) 委員長（兼地域公民館長会会長） 1名
- (2) 副委員長（実行委員長） 2名

### (役員の任期)

第6条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のため就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

### (実行委員の選出)

第8条 本会事業遂行にあたり、各区の代表者は本会の求めに応じ実行委員を選出し、本会に届け出なければならない。

(会議)

第9条 本会の会議は、委員長が必要と認めるとき開催する。

2 構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 実行委員会は、必要に応じて実行委員長が招集し議長を務める。

(会計)

第10条 本会の経費は、住民自治協議会の会計をもって充てる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。